

都市計画法の改正について

(令和2年6月1日公布 令和4年4月1日施行)

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発許可を厳格化する都市計画法の改正が行われました。

入間市では、都市計画法の改正を受け、都市計画法第34条第11号区域および第12号区域等の見直しを行います。

この見直しでは、都市計画法第34条11号区域および第12号区域等から災害ハザードエリアが除外されます。除外された区域では、既存の建物と同規模・同用途の建替以外の開発が厳しくなります。

ご不明な点がございましたら、表面の担当までお問い合わせください。安全なまちづくりのため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

都市計画法の改正について

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発許可を厳格化する都市計画法の改正が行われ、令和4年4月1日から適用されます。

詳しくは裏面をご覧ください。



問い合わせ先：入間市役所 都市整備部 開発建築課 開発審査担当
04-2964-1111 内線 3326~3329

災害ハザードエリアとは

急傾斜地の崩壊や洪水等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことです。入間市では、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・浸水想定区域が該当します。

都市計画法第34条11号区域および第12号区域とは

市街化調整区域内において、一定の条件に基づき、住宅や小規模な店舗等の建築行為が可能となる区域で、入間市の条例により指定されています。